

タブレット端末の適正な取り扱いについて

児童生徒へ貸与しているタブレット端末の活用が進むにつれて、衝突や落下等による故障が大幅に増加していることや、来年度以降に端末の更新を予定していることなどから、今後は通常の使用に支障のない程度の端末の故障について、下記のとおり修繕対応を変更いたしますので、ご理解、ご協力をお願いします。

なお、児童生徒の故意や重大な過失による端末の故障については、費用を保護者にご負担いただく場合がありますので、引き続き保護者の皆様には、学校や家庭における一人一台端末の適切な取り扱いについて、改めてお子さまへの注意喚起をお願いします。

変更点

- 液晶画面の小さな傷や本体カバーの軽度な割れ、欠けなど通常の使用に支障がない端末の故障は今後修繕を実施しません。
- 上記端末について、児童生徒の怪我や事故等防止のため、学校でテープ等での補修等の簡易的な補修対応を行う場合があります。

見直しの背景等

- タブレット端末を活用する機会が増え、不注意による落下や衝突による故障が大幅に増加している。
- 画面割れや外装（本体カバー等）の損傷は修繕費用が高額であり、修繕にかかる予算が大きく増加している。
- 液晶割れや外装の損傷は、端末の安全かつ丁寧な取扱いを通じて、一定程度減らすことができる。

保護者負担となる事例

- 端末を地面にたたきつけたため、液晶画面や本体カバーが割れた。
- 端末の上に筆記用具などを置いたまま閉じたため、液晶画面やキーボードが破損した。
- カバンの中に端末を入れたまま遊んでいて、カバンを投げた際に地面に落下し、液晶画面や本体カバーが割れた。
- ふざけて飲み物を端末にかけてしまい、その後起動しなくなった。
- ※上記以外による故障であっても、明らかな故意や重大な過失があると判断した場合、修繕費を保護者負担とさせていただきますので、ご注意ください。

【端末修繕にかかる費用例】

液晶パネル	：約65,000円
マザーボード	：約65,000円
外装（カバー等）	：約40,000円
カメラ	：約38,000円



学校教育部学校教育室学校教育課
担 当：古井・加藤
T E L：65-4203